

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償額 232,061 円
- 2 賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 3 事故の概要 令和2年12月15日(火)午前9時45分頃、防災備蓄倉庫の片付け作業のため、本庁舎駐車場において公用車(トラック)を後退させていたところ、車両左後方部の安全確認が不十分であったことから、駐車中の相手方車両(普通乗用車)の左前方側面上部に公用車の荷台が接触し破損させた。

令和3年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄